別記様式第13号（第34条第２項関係）　　（日本工業規格Ａ列４）

取扱職種範囲等変更命令通知書

殿

法務大臣　　㊞

厚生労働大臣　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第２項により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第３項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

１許可番号	
（ふりがな） ２監理団体の名称	
３変更内容	
４期限	
５変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。